

霧島市令和6年能登半島地震被災者支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和6年能登半島地震（令和6年1月1日以降に石川県及び富山県で発生した一連の地震による災害をいう。以下「震災」という。）の被災者（以下「被災者」という。）の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象者)

第2条 支援の対象となる被災者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 震災の発生時において、震災に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村の区域（以下「被災地」という。）に居住していた者
- (2) 被災地から本市に転入し、現に本市に住所又は居所を有する者（被災後一時的に他市区町村に居住し、又は滞在した後に本市に転入した者を含む。）で、引き続き90日以上、本市に居住又は滞在する見込みのもの。ただし、次条の表中住宅支援及び水道料金、下水道使用料支援を受けようとする者は除く。
- (3) 本人又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 市長は、前項第1号への該当性を確認するに当たっては、罹災証明書又は被災証明書等の提示を求めるものとする。

(支援の内容)

第3条 被災者に対する支援は、次に掲げるとおりとし、支援金は1回に限り給付するものとする。

支援の種類	支援内容
移動支援	被災地から本市までの移動費として、1人当たり5万円（小学生以下は1/2）の移動支援金を給付する。
生活支援	生活支度費として、1人当たり5万円（当該被災者に本市に住所又は居所を有する被災者ではない親族がいる場合は、1/2）の生活支援金を給付する。ただし、1世帯当たり6人分を限度とする。
子ども支援	0歳児から高校生までに対し、1人当たり10万円を給付する
住宅支援	原則6か月以内、最長1年間を限度として、市営住宅の提供並びに当該市営住宅の敷金及び家賃の支払を免除する。
水道料金、下水道使用料支援	住宅支援を受けた者の当該市営住宅の水道料金及び下水道使用料の支払いを免除し、その期間は住宅支援と同一期間とする。

2 前項に規定する支援金は、支援の対象者が本市への転入前に他市区町村で同様の支援を受けている場合には給付しない。

(支援の申請)

第4条 支援を受けようとする被災者又はその世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、令和6年能登半島地震被災者支援申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。ただし、前条の表中、住宅支援を受けようとする者は、市営住宅等一時使用許可申請書により市長に申請するものとする。

(支援の決定及び通知)

第5条 市長は、前条に基づく申請が提出されたときは、その内容を審査し、支援の可否その他必要な

事項を決定した上で、令和6年能登半島地震被災者支援決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、令和6年能登半島地震被災者支援台帳（第3号様式）に記録するものとする。

（支援の実施）

第6条 市長は、前条の規定により各種の支援金給付決定を受けた申請者の請求に基づき、支援金を給付するものとする。

2 市長は、住宅支援、水道料金及び下水道使用料の支援を決定したときは、当該決定を受けた被災者に対し直ちに住宅支援、水道料金及び下水道使用料の支援を行うものとする。

（便宜の供与）

第7条 市長は、この告示に定める支援のほか、被災者に対し必要な便宜を図るものとする。

（支援等の取消し等）

第8条 市長は、支援を受けた者が偽りその他不正の手段により支援を受けたことが判明したときは、支援の決定を取り消すものとする。この場合において、その者に対し給付した支援金があるときは、当該支援金に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

2 第6条第1項の規定により生活支援を受けた者の滞在期間が90日未満となったときは、この者に対する生活支援金は日割計算により算定した額（1,000円未満の端数は切り上げ）とし、既に支給した生活支援金と当該額の差額の返還を求めるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。